

先端研究拠点事業実施要項

〔平成17年4月1日〕
理事長 裁定

改正 平成17年7月7日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書(平成15年規程第1号)第5条第2号の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が行う先端研究拠点事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、我が国が重点的に研究すべき先端分野において、我が国及び他の学術先進諸国の中核的研究拠点による学術国際交流を促進し、当該分野の国際的な研究協力体制を構築することを目的とする。

(対象研究分野)

第3条 前条に規定する我が国が重点的に研究すべき先端分野とは、人文・社会科学及び自然科学の全研究領域において先端的に研究が進められている分野とし、かつ、他の学術先進国においても先端的と認められている分野とする。

(交流形態)

第4条 本事業においては、原則として、振興会が他の学術先進諸国の学術振興機関等(以下「対応機関」という。)との協議に基づき、特定の研究課題に関して、二国間又は多国間で共同研究、セミナー及び研究者交流を組み合わせ実施することとし、次に掲げる組織・人員を指定することとする。

- 一 拠点機関 交流の中核となる大学等学術研究機関又はその部局で、本事業の実施計画のとりまとめ、相手国の拠点機関及び国内の研究者との連絡調整、具体的な事業の実施及び経費の管理を行うもの。拠点機関に、実施組織代表者及びコーディネーターを置く。
- 二 協力機関 拠点機関に協力して、その交流の実施に参加する大学等学術研究機関又はその部局
- 三 協力研究者 拠点機関及び協力機関に属さない研究者であって、拠点機関に協力して、その交流の実施に参加するもの

(実施期間)

第5条 本事業の実施にあたっては、あらかじめ各交流の実施期間を定めるものとする。

(実施方式)

第6条 本事業の実施方式は、拠点形成型及び国際戦略型とする。

- 2 拠点形成型は、我が国と他の学術先進諸国の中核的研究拠点の協力関係の基盤を構築することを目指すものとする。
- 3 国際戦略型は、我が国と他の学術先進諸国の中核的研究拠点の協力関係を、発展性及び持続性を備えた国際学術交流拠点（ハブ）として拡充することを目指すものとする。
- 4 実施方式の詳細は、別に定める。

(評価)

第7条 本事業は、別に定める方法により、各年度、中間年度及び終了時に評価を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 振興会は、対応機関と協議の上、次に掲げる経費を分担できる。

- 一 派遣される研究者の渡航費及び滞在費
- 二 受け入れる研究者の渡航費及び滞在費
- 三 セミナー開催に必要な経費
- 四 その他、本事業を実施するために必要な経費

(実施方法)

第9条 振興会は、本事業の実施に必要な業務の一部を、拠点機関に委託することができる。

- 2 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(報告書の提出)

第10条 拠点機関は、振興会の求めに応じ、必要な報告書等を作成し、振興会に提出するものとする。

(知的財産権の帰属)

第11条 本事業の実施により生じた成果に係る知的財産権は、拠点機関、協力機関及び協力研究者の所属する機関の帰属とすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年7月7日から適用する。

ただし、第6条第2項の名称に関しては、平成18年度分より適用する。